

受注者の皆様へ

南丹市 総務部 監理課長

入札公告及び指名通知における積算単価・歩掛の公表について

市が発注する工事について、閲覧図書における見積単価等の公表を次のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 主旨

公共工事等の入札及び契約については、現在、実勢価格の調査や見積徴取による個別工事の積算単価ならびに歩掛により決定したうえで、工事価格を事前公表し、その内訳の情報を一部公表しているところですが、近年、工事に使用する資材が多様化していることにより閲覧図書への質疑が多い一方、積算能力の向上により同額入札によるくじ抽選も多く見られる状況であることから、市として今後、実質的な競争性の確保と透明性、応札条件等の必要な措置を講じることとするものである。

2. 公表の対象とする範囲

- (1) 見積により決定した単価 ※¹
- (2) 市販されていないカタログに掲載されている単価 ※¹
- (3) 特殊工法の採用に伴い、協会等の各種団体が公開している単価 ※¹
- (4) 特殊工法の採用に伴う特許料（特記仕様書に明示） ※¹
- (5) 交通誘導警備員の総人数（特記仕様書に明示）
- (6) 水替工の作業日数（数量表に明示）
- (7) 敷鉄板や鋼材類の仮設材賃料日数（数量表に明示）
- (8) 借地料を計上する場合の単価
- (9) その他、積算が困難と認められるもの

3. 公表の非対象とする範囲

- (1) 見積により採用した歩掛
- (2) 見積先より公表に同意の得られていない単価
- (3) 市販されている刊行物（建設物価や積算資料等）に掲載されている単価・歩掛
- (4) 市販されているカタログ価格・歩掛
- (5) 特殊工法採用に伴う協会等、各種団体より採用した歩掛
- (6) 特殊工法採用に伴う協会等、各種団体より公表に同意の得られていない単価
- (7) 特別調査により決定した単価・掛率
- (8) 京都府が発行している参考資料に掲載されている歩掛 ※²

- (9) 南丹市情報公開条例第6条の各号いずれかに該当する情報と認められた場合
- (10) その他、質疑の回答を行うことにより、公平・公正な入札の妨げになると判断できるもの

【特記事項】

- ※¹ 取扱先の許可があるものに限る。
- ※² 情報公開請求が有る場合、閲覧することは可能。

4. 公表の方法

入札に参加する者から質疑があった場合、公表の対象か非対象かを判断したうえで、回答する。

なお、閲覧図書の参考として、「積算参考資料」を作成するものではない。

5. 対象工事

本市が発注する全ての工事を対象とする。

なお、営繕工事（建築工事・機械設備工事・電気設備工事）は対象としない。

6. 適用時期

令和5年4月1日以降に入札公告及び指名通知（随意契約を含む）する工事から適用する。

南丹市情報公開条例 第6条 抜粋

(公開しないことができる情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、公開しないことができる。

- (1) 法令の規定により公開することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)のうち特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 何人でも法令の規定により閲覧することができるとされている情報
 - イ 公表することを目的として実施機関が保有している情報
 - ウ 法令の規定により行われた許可、認可、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が保有している情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの
- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 個人の生命、身体又は健康を、当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動によって生ずる危害から保護するため、公開することが必要と認められる情報
 - イ 個人の生活を、当該法人等又は当該事業を営む個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、公開することが必要と認められる情報
 - ウ **ア**又は**イ**に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの
- (4) 本市と国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体(以下この号及び第7号において「国等」という。)との間における協議、協力、依頼等により行う事務に関して実施機関が保有した情報であって、公開することにより、本市と国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (5) 法定受託事務に係る情報であって、主務大臣等から公開してはならない旨の個別的かつ具体的な指示があるもの
- (6) 実施機関(市長を除く。)、執行機関の附属機関その他これらに類するもの(以下この号において「合議制機関等」という。)の会議に係る情報であって、公開することにより、合議制機関等の公正かつ円滑な運営が損なわれるおそれのあるもの
- (7) 実施機関の内部、実施機関相互の間又は本市と国等との間における検討、審議、協議、調査、研究等の意思形成過程に係る情報であって、公開することにより、公正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
- (8) 実施機関が行う許可、認可、試験、交渉、人事、争訟その他の事務事業に関する情報であって、

公開することにより、それらの事務事業の公正かつ適切な執行を著しく妨げるおそれのあるもの

- (9) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全に支障が生ずるおそれのある情報